

和泉市電子入札運用基準

1 趣旨及び適用範囲

1－1 趣旨

この基準は、和泉市が電子入札システムを用いて入札及び入札に関連する事務を行う場合の事務取扱について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同法施行令(昭和22年政令第16号)その他の関係法令及び和泉市財務規則(昭和39年和泉市規則第12号)等に定めのない事項について、必要な事項を定める。

1－2 適用範囲

この基準は、和泉市が発注する建設工事及び業務委託のうち、電子入札で行うと指定した発注案件について適用する。

2 関係法令等の遵守

2－1 関係法令の遵守

入札参加者は、地方自治法、同法施行令、建設業法(昭和24年法律第100号)、同法施行令(昭和31年政令第273号)等の関係法令並びに和泉市財務規則を遵守しなければならない。

2－2 関係資料の熟覧

入札参加者は、和泉市公募型指名競争入札実施要綱(平成19年1月10日制定)、和泉市建設工事指名競争入札実施要綱(平成29年9月29日制定)又は指名通知書、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、入札に参加しなければならない。この場合において仕様書、図面等に質疑がある場合は、7 質疑及び回答で定めるところにより質問することができる。

3 公正な入札の確保

3－1 独占禁止法の遵守

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

3－2 入札価格の決定

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3－3 秘密の保持

入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意

図的に開示してはならない。

4 用語の定義

この運用基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

4-1 和泉市電子入札システム

和泉市が、自らの発注する入札業務を執行するために利用する大阪電子自治体推進協議会システム運用管理規程に基づく電子入札システムサービス（以下、「システム」という。）

4-2 電子入札

システムのプログラムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の送受信により執行する入札

4-3 紙入札

電子入札によらない、紙媒体により執行する入札

4-4 I Cカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用I Cカード

4-5 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書

5 電子入札による発注案件の取扱い

5-1 電子入札の対象

1-2に規定する案件は、5-2に該当する場合を除き、電子入札のみにより行うものとする。1-2の規定によりこの基準を適用する入札にあっては、全ての入札参加者がシステムにより電子入札を行うものとし、紙入札による入札参加との併用は行わない。

5-2 電子入札から紙入札に変更する基準

電子入札による手続きの開始後、電子入札の続行が困難な事由が生じたときに限り、電子入札の手続きは中止し、あらためて紙入札の手続きを行うものとする。

〈やむを得ない事由の例示〉

- ・システム上の障害等によりシステムが長期間にわたり使用不可となった場合

6 発注案件の設定等

6-1 各受付期間等の設定

入札書等受付締切予定日は、入札（開札）予定日の前日（その日が和泉市の休日を定める条例（平成2年和泉市条例第12号）第2条に規定する休日に当たるときには、その翌日以降で休日でない日）午後5時までとし、以降の入札書等の受付は行わない。

6-2 予定価格等の表記

予定価格、最低制限価格及び調査基準価格は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とする。

6-3 公表日（指名日）以降の発注案件登録情報の修正

公表日（指名日）以降において、発注案件登録情報について修正する必要がある場合は、以下により速やかに変更を行うものとする。

- (1) 既に登録している修正が必要な案件については、入札締切日時及び開札日時等の変更を行い、入札参加者にシステム等を使用して通知する。
- (2) 修正が必要となった案件を新規発注案件として登録する。

7 質疑及び回答

入札参加者が質疑を行う場合は、指名通知書等により和泉市が指定する方法によることとする。なお、入札参加者からの質疑内容に入札参加者名を特定できる内容の記載のあるとき等、公正な入札執行の妨げとなる場合は、回答をしないことがある。

8 連絡事項の確認

入札参加者に対し、電子入札の手続き等に関する通知を行う場合、システムの情報公開機能または本市ホームページ等により情報を提供するものとする。

なお、連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続きの不備は、これについて異議を一切認めないものとする。

9 入札保証金

入札参加者は、入札前に入札予定額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、和泉市財務規則第90条の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

10 入札書等の提出

10-1 入札参加申請書の提出

公募型指名競争入札において、和泉市公募型指名競争入札実施要綱に定める公募型指名競争入札参加申請書（様式第1号）は、申請者からシステムにより提出させるものとする。

10-2 添付書類等の提出方法

入札書等の提出の際に提出を求める添付書類等は、システムにより提出させるものとする。

10-3 アプリケーションソフト及びファイルの形式

入札参加者が提出する電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるものとする。電子ファイルの圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word95 から Word2003 のバージョンでの保存
2	Microsoft Excel	Excel95 から Excel2003 のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat 3 から Acrobat 6 のバージョンで作成のもの) 画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式)

注) ファイル保存時、送信時に失われる機能は使用させないこと。

10-4 入札書等の無効等

入札金額、くじ入力番号等の必要な事項の入力を欠くもの、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に規定の記載要件を満たしていない積算内訳書の添付があるもの、または積算内訳書等の必要な書類が添付されていない入札書等は無効とする。入札金額については、消費税及び地方消費税額を含まない金額とする。

10-5 入札書等の書換え

システムにより提出された入札書等は、いかなる時点においても書換え又は引換えを認めない。

10-6 入札書等が未到達の場合の取扱い

入札締切日時までに入札書等がシステムに到達していない場合は、当該業者が入札を無断欠席したものとみなし、失格とする。

10-7 入札を辞退する場合の取扱い

入札の辞退はシステムにより行うものとする。ただし、入札書受付期間を過ぎて入札を辞退する場合（システムで入札書等提出後に技術者不在等の理由により辞退する場合も含む。）は、開札時間までに契約検査室に連絡した上で、任意様式で辞退届を提出することで辞退することができる。

1 1 開札

1 1-1 開札

開札は、入札（開札）予定日時以降に複数の職員でシステムにより行う。

1 1-2 積算内訳書の確認

積算内訳書の添付を求めている場合、有効な入札を行った入札参加者全ての積算内訳書を確認しなければならない。

1 1-3 落札者の決定方法

有効な入札を行った者（積算内訳書等の添付を求めている場合で、積算内訳書に不備がある者は除く。）のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、システムのくじ機能によるくじの実施後、落札者を決定する。なお、システムのくじの仕組みは次のとおりとする。

(1)入札参加者が入力した任意の3桁以内のくじ用数値（くじ値）に、入札書がサーバーに到達した時間の秒（入札秒=くじ用乱数）を足す（下3桁有効）。

(2)くじ対象者について、入札書がサーバーに到達した順（入札順）に1、2、3、…と到達番号を割り当てる。

(3)次の計算式によって「余り」を算出する。

くじ対象者の(1)／くじ対象者数

(4)くじ対象者数から「余り」を引き、この数値と(2)の到達番号が一致した者が落札者となる。

1 1-4 落札候補者の決定方法

公募型指名競争入札における落札候補者の決定方法は、和泉市公募型指名競争入札実施要綱の規定にもとづくものとする。なお、その抽選方法は、1 1-3のうち「落札者」を「落札候補者」と読み替えて行う。

1 1－5 入札の取りやめ

入札を取りやめる場合、備考欄に取りやめ理由を記述して、入札状況登録を行う。

1 2 開札後の公表、参加資格の確認等について

1 2－1 入札状況の公開

開札後、速やかに入札状況を公開しなければならない。ただし、当該入札に関して調査を行う場合はこの限りでない。

1 2－2 入札調査の場合

当該入札に関して調査を行う場合、入札参加者名は公開しないものとする。調査結果により当該入札を取りやめる場合は1 1－5を行う。

1 2－3 落札候補者に対する事後資格審査

落札候補者に対する事後資格審査は、和泉市公募型指名競争入札要綱第1 7条の規定にもとづき行う。なお、同要綱に定める落札候補者に係る事後資格審査申請書（様式第3号）は、落札候補者が契約検査室窓口に提出するものとする。

1 3 契約の保証

1 3－1 保証方法

落札者は、本市との契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- 契約保証金の納付（現金又は銀行保証の小切手に限る。）
- 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

- 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証

- 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

1 3－2 保証金額

1 3－1に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

1 3－3 その他

契約保証金には利子を付さない。契約保証金は、契約目的物の引渡し後に全額を還付する。

1.4 前払金

前金払いをすることができるのは、和泉市建設工事前金払取扱規則（昭和47年和泉市規則第17号）第2条第1項に規定する場合とし、同規則第2条第2項の規定により算出した額とする。

1.5 契約書の提出

1.5-1 契約書の提出期間

落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に記名押印（電子契約による場合は電子署名）した契約書（議会の議決に付すべき契約であるときは仮契約書）その他契約に必要な関係書類（以下「契約書等」という。）を提出しなければならない。ただし、本市の承諾を得た場合はこの期間を変更することができる。

1.5-2 契約の解除

落札者が前項の期間内に契約書等を提出しないときは、その者と契約を締結しないことがある。

1.6 違約金の徴収

落札者が1.5-1に定める期間内に契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

1.7 市議会の議決を要する契約

1.7-1 契約書の提出期間

市議会の議決を要する契約については、入札後仮契約を締結し、市議会で可決されたときに本契約となるものとする。ただし、可決日の翌日から起算して7日以内（本市の承諾を得た場合はこの期間を変更することができる）に1.3-1に規定する契約の保証がない場合は、契約は最初から成立しなかったものとみなす。

1.7-2 契約の解除

仮契約の相手方が仮契約期間中に指名停止等の措置を受けたとき及び契約の相手方として不適当な事由があったときは、当該仮契約を解除することができる。その場合において、仮契約を解除しても、市は一切の責を負わないものとする。

1.8 異議の申立て

入札参加者は、入札後、仕様書、設計図書、現場等についての不明または錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

19 入札参加者のＩＣカード（代表者の権限の委任等）

19-1 電子入札に使用できるＩＣカード

電子入札に参加できる者は、本市の入札参加資格を有している者のうち、システムにＩＣカード登録（利用者登録）をしている者とする。なお、ＩＣカードの名義は、次のいずれかであることとする。

- ① 入札参加資格者名簿に登録されている者
- ② 上記の者より代理人として、電子入札に関する入札・見積りについての権限の委任を受けている者（ただし、所属団体を同じくするものに限る）

19-2 ＩＣカード登録審査

ＩＣカード登録の審査は次のとおり行う。

- ① ＩＣカード登録の審査はシステムにより行う。
- ② 入札参加者は一者あたり複数枚のＩＣカード登録を行うことができるものとする。
- ③ ＩＣカード登録審査が完了した者にのみ、システムによる電子入札への参加を認めるものとする。

19-3 ＩＣカードが失効した場合の取扱い

19-1により電子入札に参加することができるＩＣカードの名義人が、当該企業に属さないこととなった場合等によりＩＣカードが失効したときには、当該ＩＣカードによる電子入札への参加を認めない。ただし、当該企業において登録している他の有効なＩＣカードを用いて、電子入札に引き続き参加することができる。

19-4 ＩＣカード登録情報の変更

入札参加者が登録を行ったＩＣカードの連絡先情報（連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等）については、入札参加者が隨時変更することを認めるものとする。

20 ＩＣカードの不正使用等の取扱い

入札参加者がＩＣカードを不正に使用した場合は、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱の定めるところにより指名停止措置等、その他契約事務上相当の措置をとるものとする。

〈ICカードを不正に使用した場合の例示〉

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりますとして入札に参加した場合。
- ② 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合。

2.1 障害時等の取扱い

システムに障害が発生し、入札を予定したとおりに執行できない場合には、入札書受付締切日時及び入札（開札）予定時間の変更（延長）を行う（なお、電子入札から紙入札へ変更する場合は5-2による）。この場合には、電子メールでの通知、ホームページ等、その他知らせることのできる手段を用いて周知に努めること。

入札参加者のパソコンやICカード、インターネット環境に不具合があったとき等で電子入札に参加できない場合において、市は代替措置を講じないため、不測の事態に備え、予備の機器等を用意することを推奨する。

附 則（令和3年12月3日）

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月29日）

この基準は、令和6年3月1日から施行する。

附 則（令和7年12月12日）

1 この基準は、令達の日から施行する。

2 この基準による改正後の和泉市電子入札運用基準は、令達の日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。